

建築物の解体現場における 現状と課題等について

平成24年7月20日
一般社団法人 J A T I 協会

一般社団法人 J A T I 協会について

J A T I 協会の概要

- 公益法人制度改革により2012年4月1日に旧「社団法人日本石綿協会」から移行した法人
(J A T I は、Japan Asbestos Abolition Technology & Information Association の略)
- 主な活動は、過去に使用された石綿製品を安全に処理する技術に関すること
石綿含有材の解体等に伴う適正な処理方法の研究と普及
石綿有無の診断に係わる人材の育成
- 解体作業における「労働者のばく露防止」及び「石綿粉じんの大気への飛散防止」についてのレベルアップが必要
現状を考慮すると規制強化も必要か

J P I 工法

- ・旧 日本石綿製品工業会事業を行う会員（現 J A T I 協会石綿処理委員会 J P I 分科会）が共同で石綿処理システムを開発

石綿に関する知識を生かして、適正な処理工事を実施
相互監査を実施することが特徴の一つ

- ・吹付け石綿の“除去工法”及び“封じ込め工法”において、(一財)建築センターの建設技術審査証明「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を取得している工法

建設技術審査証明事業とは
新しい建設技術の活用促進に寄与することを目的として、
民間において自主的に研究・開発された新技術について、
各会員が、依頼者の申請に基づき新技術の技術内容を学
識経験者等により技術審査し、その内容を客観的に証明
し、普及活動に努める事業。

本事業は、平成13年1月5日まで、建設大臣告示に基づい
て建設大臣から認定を受けて14の法人が行ってきた「民
間開発建設技術の技術審査・証明事業」の実績を踏まえ
て、平成13年1月10日に建設技術審査証明協議会が創設し
た事業。

「建設技術審査証明協議会ホームページ」より

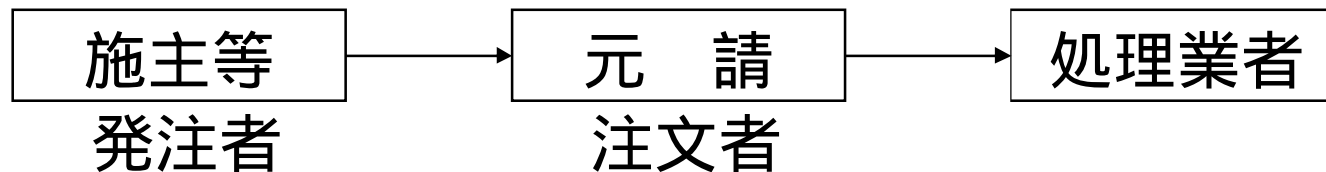
現在の認定登録の概要

- ・ (一財)日本建築センター 78工法
- ・ (一財)ベターリビング 6工法
- ・ その他

発注者による配慮について

用語について

- ・発注者 解体等の工事を他の者から請け負わないで注文している者



発注者の責任

- ・解体/改修工事の発注者は、不動産会社、中小ビルのオーナー、戸建住宅の所有者等が考えられる
発注者の石綿に関する意識や知識の幅は広く、処理工事に関する知識がない者もいる
このような発注者に責任を持たせるならば、しっかりとした説明が重要

受発注における問題と対応

- ・ 適正な処理工事を行う技術がないのに受注
- ・ 不適正な処理工事につながる低額、短工期での受注
- ・ 適切な処理工事ができる業者に適正な価格・納期で注文する

適正な処理工事ができる業者の選択

- ・ 現在、指標となるのは建設技術審査証明制度の認定
- ・ 適正な処理工事のためのポイントは

処理業者	作業基準に沿ったシステムがあるか
管理責任者	処理工事全体を管理できるか
作業員	正しい知識と技術をもっているか

適正な価格・納期の確認

- ・ 計画内容を重視した見積りの実施
- ・ 計画書の事前審査

事前調査の義務付け、届出について

解体/改修時における事前調査

- 解体/改修時の石綿有無の事前調査は石綿則第3条により、既に義務付けている
なぜ、徹底できないか？
- 石綿則では事業者への義務だが、所有者（発注者）は規則を知らないことが多い
- 現実的には、解体を行う事業者が受注してから調査を行うことがあるが、この場合、工期と予算に限界があるため、いい加減な工事になりやすい
工事の発注者及び受注者の事前調査に対する意識の向上が必要
当協会では、中小ビルの所有者向けに「建物におけるアスベスト調査の手引き」を発行
戸建住宅についてもPRが必要か

大防法での義務付けについての考え

- ・ 義務付けの目的は何か？

石綿則と同じ規制では、現状と同じ可能性が大

- ・ 石綿含有製品が成形板（現在は、大防法の作業基準の対象外）のみである場合の対応は？

成形板の処理工事についても規制を行うのか？

この場合、外装材と内装材では大気への飛散は異なると考えられるが、同様に規制するのか？

大気濃度測定の義務付け、採取、分析について

敷地境界での測定

- 測定にどのような意味があるか？ 持たせるか？
作業場と敷地境界の距離（平面的・立体的）が大きい場合は？
大きな工場の中央付近にある建築物における処理
作業場が中高層にある場合

作業終了後の作業場内の測定

- 隔離養生の撤去前の測定
隔離を解除できるかの決定に有効 濃度基準が課題
適正な処理工事の推進にも効果があるか？
分析結果が分かるまで、工事が中断 費用の増加

作業中に隔離内外がつながっている部分を測定

- ・ 隔離が確実な場合に漏れる可能性がある場所
 - 除去作業時のセキューティーゾーン出入口付近
 - 除去作業時の集じん・排気装置の排気口付近
- 測定場所により、他の要因がありうることに注意

測定方法

- ・ 測定は総繊維と石綿繊維のどちらで行うか？
 - 両者の違いは一般的には理解されていない
 - 管理は総繊維、罰則は石綿線維で実施
 - 管理にはリアルタイムモニターも有効、但し、計測値の意味に注意（絶対値ではなく、相対値）

測定頻度

- ・ 工事開始前のブランクの測定は？
- ・ 基準値を超えた場合の処置は？
 - リアルタイムモニターで計測する方法では、どのような場合にどのような処置を行うか決めておく必要がある
 - フィルター収集して顕微鏡観察で計測する方法では、結果が分かった時には工事が終わっている可能性もある

測定業者

- ・ 誰に測定を依頼すればよいか？
 - (社)日本作業環境測定協会が、実施している石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係るクロスチェック事業）のA又はBランクとする

その他

成形板（いわゆるレベル3）の届出について

- ・ 成形板のみの工事は多い

条例で、成形板（いわゆるレベル3）の届出を義務付けている自治体の状況を参考にしたらどうか？

完成検査の要否について

- ・ 除去作業後の確認は、業者全体のレベルアップになる可能性がある